

令和4年3月25日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

指定難病・小児慢性特定疾病データベースの更改内容に関する 情報提供について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

日本医師会常任理事
羽鳥 裕
渡辺 弘司
(公印省略)

指定難病・小児慢性特定疾病データベースの更改内容に関する情報提供について

次期指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病データベースにつきましては、令和3年3月9日付（健Ⅱ541）の文書にてご案内いたしましたとおり、現在、厚生労働省において、リリースに向け準備が進められているところです。

今般、現段階における構築スケジュール及び新システムの概要、医療機関のシステム改修の事項等の更改内容について、厚生労働省健康局難病対策課より別添のとおり事前の情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

次期データベースシステムにおいては、指定医はインターネット接続のPC端末より新システムに接続し、画面上で臨床調査個人票及び医療意見書を作成し登録することが可能となり、新システムによるオンライン登録の開始時期につきましては、小慢が令和5年1月、難病が令和5年11月を予定しているとのことです。

それに伴い、令和4年12月に医療意見書様式の変更、令和5年4月に臨床調査個人票様式の変更が予定されております。

なお、次期データベースシステムの詳細につきましては、今後、医療機関向け説明会が開催されることとなっており、厚生労働省より案内があり次第、追ってご連絡を申し上げます。